

市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 2 2 日）

市議会 6 月定例会最終日に当たり行政報告いたします。

市内中学校生徒の自死に係る損害賠償請求訴訟について

市内中学校生徒の自死に係る損害賠償請求訴訟について御報告いたします。

報告に先立ち、あらためて亡くなった生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心から哀悼の意を表します。

本件につきましては、平成 2 9 年 6 月に亡くなった市内中学校の生徒の御両親が原告となり、令和 2 年 1 月 2 4 日、市を相手に損害賠償を求める訴訟を新潟地方裁判所に提起したものであります。

この訴訟は、本件中学校が、いじめによる自死及び、いじめそれ自体を認識しながら、これを回避する措置を講じなかったことで、本件中学校の生徒が自死したことにより発生した損害等及び、原告の求めにもかかわらず、市が一貫して加害生徒の氏名を開示しなかったことにより受けた精神的損害に対する損害賠償金の支払いを求めたものであります。

この判決が本年 5 月 3 0 日に言い渡され、判決の主文は、「1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。」というものであります。

判決理由といたしましては、争点となった「本件中学校の教諭らの注意義務違反の有無」については、「学校は局面に応じた措置は採っており、国家賠償法上違法と認められるような注意義務違反があったとまでは認めることができない」とされ、また、「氏名開示義務違反の有無」については、「報告書に名前の挙がった生徒の行為、それぞれが自死に対して、どう影響したかが明らかになっていない状況で、氏名を開示しないとした市の判断が不合理であるとは言えない」として、原告の訴えが退けられたものであります。

これに対し、6月8日、原告から控訴状の提出があったことを確認はしているものの、現時点で、訴状が届いていないことから、訴えの内容は確認できておりませんが、二審におきましても、真摯に対応してまいりたいと考えております。

今後の訴訟費用につきましては、訴状が到着した後に、必要額を算定し、適切な時期に補正予算案件として提案したいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。